

(目的)

第1条 この要綱は、本市の介護保険被保険者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条に規定する要介護認定等を受けて介護保険サービスを利用する者又は法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の対象者として当該事業のサービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対して提供される介護保険サービスの計画（以下「ケアプラン」という。）を点検すること（以下「点検」という。）により、適正な介護保険サービスの提供に基づく利用者の自立支援の促進及び計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（以下「介護支援専門員等」という。）の資質の向上を図ることを目的とする。

(点検の対象)

第2条 点検の対象とするケアプランは、次のとおりとする。

- (1) 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画
- (2) 法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画
- (3) 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画

(点検の実施方法等)

第3条 市長は、毎年度、点検の対象とする利用者の範囲、提出文書の内容及び点検の実施時期等を定めた実施計画を策定するものとする。

2 市長は、点検の実施に当たり、介護支援専門員等に対して、当該介護支援専門員等が作成したケアプラン及び当該ケアプランに係る次の文書の提出を求めるものとする。

- (1) 利用者基本情報、アセスメント表及び課題分析表
- (2) サービス担当者会議録及び支援経過記録
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定により提出のあったケアプラン及び文書について、法、指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）その他介護保険制度に関する法令並びにケアプラン点検支援マニュアルに基づき、点検を実施するものとする。

4 市長は、点検において疑義が生じたときは、介護支援専門員等に内容を確認し、点検後、必要な助言及び指導を行うとともに、必要に応じてケアプランの見直し及び再提出を求めることができる。

5 市長は、点検の結果、不適切なケアプランの作成により介護支援専門員等の属する居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへの指導が必要と判断したときは、当該事業所への調査及び必要に応じて名護市介護保険サービス事業者等指導及び監査等実施要綱（平成21年告示第2号）に基づく指導を行うものとする。

6 市長は、前2項の指導の結果、明らかに介護報酬算定が不適切であると認めるときは、当該介護報酬の過誤調整を指示するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。